

Q & A よくある御質問と回答

項目	No.	Q	A
本事業全般について			
全体	1	①中小企業連携促進基礎調査、②民間技術普及促進事業、③案件化調査と④普及・実証事業との違いは何か？	<p>①中小企業連携促進基礎調査：途上国へ直接進出し現地の社会経済開発に貢献する海外事業の展開に向けた基礎情報収集を支援するものです。</p> <p>②民間技術普及促進事業：日本の民間企業の製品・技術やノウハウに対する途上国政府関係者の理解を促すもので、技術移転に重きを置いています。また、事業提案者は中小企業に限りません。</p> <p>③案件化調査：中小企業の製品・技術を途上国の開発へ活用する可能性を検討するものです。</p> <p>④普及・実証事業：途上国の社会経済の課題解決に有効と考えられる中小企業の技術・製品の現地適合性を高めるための実証活動を通じ普及を図るものです。</p>
全体	2	普及・実証事業に応募する企業は、必ず案件化調査を実施している必要があるか？	案件化調査をしていなくても、普及・実証事業に応募いただくことは可能です。ただし、一定の調査・準備が進んでいる提案が望まれます。
全体	3	JICAまたはその他の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募することは可能か？	応募可能ですが、支援目的は制度によって異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	4	既にA国で小規模な実証事業を実施しているが、継続するためには資金が不足している。資金を賄うために本事業への応募は可能か？	不可能です。本事業は、継続事業への資金援助を行う補助金ではありません。提案された企画書に基づく事業の実施につきJICAより業務委託するものです。
全体	5	企画書に記載した提案技術・事業内容等の秘匿性は担保されるか？	企画書及び関連資料については審査員及びJICA内限りの扱いとなります。
資格要件・提案要件			
提案者	6	提案製品の販売実績が無くても応募は可能か？	可能ですが、審査の過程において、国内もしくは海外での販売実績がある方が、普及・実証事業及び事業実施後のビジネス展開の可能性がより高いとして、提案事業に対する評価がより高くなる場合があります。
提案者	7	経営状況の厳しい中小企業でも受注可能か？	提案事業の内容に加え、安定的な事業実施体制の観点から、最近の企業の業績等も勘案して選考します。
関心表明書	8	共同企業体を結成する場合、代表会社のみが関心表明書を提出すればよいのか。それとも構成会社すべてが連名もしくは個別に表明書を提出すべきなのか。	構成会社全てについてご提出ください。その際、「提案予定の事業の概要」にて、共同企業体での提案を予定している旨と共同企業体の構成会社全社の名前を記載ください。
提案者	9	提案事業で扱う製品に他社や大企業の製品・技術等が含まれていてもよいのか？	提案企業のノウハウ等を活用することより大企業や他社の製品・技術等を含む製品の普及・実証を行い、事業実施国政府関係機関のニーズに合致するのであれば、提案可能です。その場合は、普及・実証の中心となる製品・技術（ノウハウを含む）は、提案企業のもので、他社から調達する機材はあくまでその中心の製品・技術を補完するものであることを企画書にて説明願います。
提案者	10	中小企業団体のうち、なぜ5団体（事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合）のみが対象となったのか？	案件化調査、普及・実証事業の主旨に照らし、信用協同組合や、個別の中小企業を構成員としない団体（協同組合連合会、商工組合連合会）、法人格を持たない任意グループ（有限責任事業組合）は対象としないこととしたためです。
提案者	11	提案者が中小企業団体の場合、その中小企業団体の構成員に大企業が含まれてもよいのか？	構いません。ただし、提案事業を行う際の業務主任者は、中小企業団体を構成する何れかの中小企業の役員又は社員である必要があります。また、提案事業の中心となる製品・技術については中小企業の製品・技術である必要があります。
提案者	12	中小企業団体に対し、設立年数で応募制限を設けているのはなぜか？	中小企業についても応募締め切り時点で同様の制限を設けているためです。
提案者	13	中小企業団体が事業提案者である場合、仮採択・契約後に当該団体が解散する場合は、どのように取り扱われるのか？	<p>原則として、仮採択取消し又は契約の解除及び事業費の返納等を求めます。ただし、業務主任者の所属先である中小企業が独自に事業を継続することを希望する場合には、継続（契約先の変更）を検討します。この際、他の中小企業と共同企業体を構成して継続することも可とします。</p> <p>あるいは、当該団体が解散後に中小企業あるいは他の中小企業団体となる場合は、本事業の対象とする中小企業あるいは中小企業団体の定義に合致する場合において、契約先を変更することで事業を継続することを検討します。</p>

提案者	14	仮採択・契約後に、募集要項に定められている参加要件資格を満たさなくなる場合は、どのように取り扱われるのか？	原則として契約前においては仮採択の取消し、契約締結後においては契約の解除及び事業費の返納等を求めることとなりますので、これら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への応募はご遠慮願います。
提案要件	15	応募できる国数は、1カ国のみと決まっているのか。	原則として1カ国を選定して提案ください。（事業の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、企画書にその理由を記載願います。）
提案者	16	当社は、現在実施中の普及・実証事業へ外部人材、協力企業（※）として参画しているが、次回の普及・実証事業へ応募することは可能か。 ※機材調達先等、外部人材以外で案件に参画する企業	参画は可能です。ただし、実施中事業の内容・実績を参考に、提案の妥当性について審査します。

提出書類・企画書等

企画書	17	企画書の事業計画には、「記載に当たっては、可能な限り、実証活動の計画と普及活動の計画を、区分して記載してください。」とあるが、両者はどのように異なるのか？	実証活動は、我が国中小企業の製品・技術が現地でも稼働するかを確認したり、現地ニーズ・環境等に合わせる為に提案製品・技術の加工等を行って適合性を高めることが目的です。普及活動は、実証された製品・技術を事業実施国で普及するために、事業対象地（事業サイト）で幅広く提案製品・技術を展開したり、事業対象国の関係者にセミナーや本邦受入を通じて紹介すること等を目的とします。
企画書	18	地元経済・地域活性化への貢献とはどのようなものか？企業本社所在地の地方が対象となるのか？ また、今回の提案事業の後のビジネス活動も含めた貢献を記載することは可能か？	必ずしも企業の所在地に関係なく、提案事業を実施した際に想定される日本における貢献（提案企業の雇用創出/新規事業開拓、事業提案者が属する産業集積（クラスター）の活性化、地方自治体との連携強化等につながるか）を記載願います。 例えば、本社とは異なる地方にある都道府県の工場等で提案製品・技術を生産することにより、雇用増大や対象地域の経済振興の活性化につながるといったようなことも記載頂いて結構です。また、提案事業の後に展開するビジネス活動もその旨明記して含めていただいて結構です。
提出書類	19	会社設立後2年を経っていないため、財務諸表が2年分提出できないが、1年分の提出で差し支えないか。	過去1年の財務諸表に加えて、監査人等の承認を得ていないものでも結構ですので、現時点での財務諸表を作成の上、提出願います。

事業実施国・事業実施国政府関係機関関連

事業実施国政府関係機関	20	事業実施国の相手側機関は政府系機関でなく民間企業でもよいのか？	公的機関もしくは公的機関に準ずる機関（例：国営企業、国立病院、国立大学・研究機関、地方自治体等）に限定しております。ただし、国営企業の場合、民営化されることが決まっている場合等は、対象外とする場合があります。
事業実施国政府関係機関	21	相手国実施機関は政府関係機関であるが、運営を民間にしようと考えている。提案機材・技術に関連する現地企業がパートナーとして運営に関わるのは問題ないか？	現地民間企業との連携は可能ですが、事業実施に際しては、相手国実施機関（公的機関）による当該現地企業に対する承認及び事業への実質的なコミットメントが必要です。
事業実施国政府関係機関	22	関係機関は、厚労省、地域保健センター、地方病院等、複数の組織となるが、すべて記入の必要があるのか？1つに絞る必要があるのか？	本事業で調達する資機材については事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与し、維持管理も同政府関係機関に任せることになるので、機材・施設の設置を想定している機関は全て記入してください。 なお、関係機関が複数の場合、事業実施時に取り交わす協議議事録の署名手続きにはより多くの時間を要することにご留意ください。
事業実施国政府関係機関	23	案件化調査を経ずに普及・実証事業を行なう場合、相手国実施機関との合意状況をどのように証明したらよいのか？レターや了解書が必要なのか？	証明するためのレター等は不要ですが（参考情報として企画書のページ制限内で添付することは可能）、事業実施国政府関係機関との協議準備状況について、を企画書に記載願います。
事業実施国政府関係機関	24	事業実施国政府関係機関との協議議事録の取り交しはどのような流れで行われるのか。また、要する期間はどのくらいか？	協議議事録署名にあたり、事業実施国政府関係機関に事業及び提案製品・技術の概要を理解してもらうことが必要不可欠です。仮採択された企業には企画書の提案書要約の英語版（THE SURVEY OUTLINE）を作成頂き、「THE SURVEY OUTLINE」の内容に基づき、JICA在外事務所が事業実施国政府関係機関と協議します。協議議事録の署名までに1~2か月を想定していますが、実施国の状況や事業提案者と政府関係機関との事前協議の進捗状況によって、更に時間を要する場合がありますのでご留意願います。
事業実施国政府関係機関	25	仮採択後に協議議事録が取り交わせない仮採択は取り消しになるのか？	取り消しになります。 協議議事録の署名を終えていない段階では事業提案者とJICAとの契約締結は出来ません。長期間にわたり、協議議事録への合意署名の見込みが立たない、あるいは契約交渉が終了しない場合には、仮採択を取り消す可能性があります。

事業内容（事業分野、事業期間・実施体制・人材配置等）			
分野	26	事業対象分野の原則となっている9分野に入らない分野での提案は出来るか？	応募を妨げるものではありませんが、審査に当たっては事業実施国の開発課題との整合性を重視します。企画書等の区分は「その他」を選択してください。
業務従事者	27	仮採択から契約交渉の期間の間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	業務従事者の変更はやむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員としていただくことで、変更可能です。但し、業務主任者とチーフアドバイザーについては、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、交代は原則として認められません。
業務従事者	28	自社で保有するコンサルティング部門の人材を現地調査や報告書作成業務等に従事させる予定である。外部人材活用費に計上することは可能か？	事業提案者及び関連会社（親会社又は子会社等）の社員を外部人材として計上することはできません。
業務従事者（外部人材）	29	普及・実証の提案製品は、A社の製品となる。この場合、A社社員は外部人材として参画させることは可能か？	提案内容に企業A社の製品が含まれている場合、A社に所属する人材は外部人材としては認められません。なお、提案企業のノウハウ等を活用してA社の製品を普及・実証することは可能ですが、提案事業の中心となる製品・技術（ノウハウを含む）は、提案企業のものである必要があります。
業務従事者（外部人材）	30	弊社の顧問の弁護士等を外部人材として活用することは可能か？	提案企業の事業全般に関わる顧問弁護士等に業務の一環として本事業についてアドバイスを受ける場合、企業の一般業務との切り離しが困難なため外部人材として認められません。ただし、本事業と他の業務との区分が明確にできるのであれば、弁護士や公認会計士、中小企業診断士等を外部人材として活用可能です。
現地法人	31	応募の時点で現地法人を有している必要があるか？	応募時に現地法人を有している必要はありませんが、国によっては、試験的なビジネス活動に現地民間法人としての登記が必須である場合があるため、事前に確認願います。
本邦受入	32	本邦受入活動について、対象国の現地民間企業の人材は対象となるか？	本邦受入活動の対象は、原則、事業実施国政府関係機関の人材です。民間企業所属の人材については、JICAにてその必要性、受入れる人材・人数の妥当性が確認された上で、事業実施国政府関係機関からの了解を前提に、受入れ可能です。
本邦受入	33	本邦受入活動として受入れる人数に上限はあるのか？また、経費対象となる費用は何か？	上限は設けていません。受入れる人材に求められる条件、人数が妥当なのか分かるよう企画書に記載願います。経費対象は航空賃及び本邦受入活動業務費です。
資機材	34	調達する資機材について、事業実施中の所有権はJICAにあり、事業終了後は事業実施国政府関係機関に譲与するとあるが、機材に付随する特許権や著作権等は提案企業に属するという解釈で間違いはないか？ 契約等によって、転売、権利譲渡、再使用許諾等を制限することは可能か？	特許権や著作権を譲渡する必要はありません。資機材の使用に関する条件については、事業実施国政府関係機関との協議議事録により定めることとします。
資機材	35	ソフトウェアを外注開発して構築し、これを軸にサービスを展開する場合、構築したソフトウェアは資機材か外注費かどちらに該当するのか？	原則として資機材に該当します。
資機材	36	普及・実証活動に使用する資機材は、事業提案者に貸与するという事になっているが、通関手続きなどの作業はJICAに代行してもらえるのか？	事業実施国政府関係機関に据え付けるまでの一連の手続きすべてを事業提案者に行っていただきます。据付をもって納入とみなし、納入後に事業提案者に貸与することとします。
資機材	37	本事業実施にかかる契約締結後に、調達資機材を自社工場にて製造する予定。完成した際にJICAの監督職員立会による工場検査は行われるのか？	売買契約ではありませんので、原則としてJICAの立ち会いによる検査は行いません。事業対象地（事業サイト）での機材・製品の設置・納品については事業提案者にて確認いただきJICAへ報告いただきます。ただし、必要に応じてJICAが立ち会う場合もあります。
資機材	38	契約金額の殆どを機材費として、現地・本邦の活動費は提案者負担とする内容でも契約可能か？	原則、機材費のみではなく活動費も契約に含めて提案願います。募集要項（第4.5.）に記載のとおり、本事業は補助金事業とは性格が異なることに加え、本事業の主たる目的は、相手国政府関係者の理解を深めることにあります。したがって、契約費用の主な部分は、活動（現地活動及び本邦受入）にかかる費用を想定しています。
課金	39	発電プラントを設置する場合、課金して電力を売ることが出来ないのか（無償で提供しなければいけないのか）？	事業提案者が当事業により収入を得ることは認めません。（事業期間中あるいは事業完了後に事業実施国政府関係機関が売電を行うことは可能です。）

資機材	40	機材を事業実施国政府関係機関の借地に設置することは可能か？	事業後に機材の継続的利用が可能かどうか判断基準となります。借地契約が短期間の場合は設置場所として不適当と思われますが、長期間の利用許可が確認できている土地であれば可能です。
設置場所	41	機材を事業実施国政府関係機関の敷地ではなく、家庭レベルや村落レベルの民間所有地に設置可能か？	本事業で購入する資機材については事業終了後に事業実施国政府関係機関に譲与し、維持管理も事業実施国政府関係機関に任せることから、資機材の設置先は公的機関を想定しています。原則、各家庭に設置することは認められませんが、地方自治体やコミュニティが維持管理の責任を負う形で限定的な台数を設置することは認められる場合があります。（ただし、後述する通り、民間企業等の所有地への設置は不可としておりますので、ご注意ください。） 提案製品・技術の普及・実証の為に公的機関ではなくコミュニティ等に提案製品・技術を設置することの必要性や、譲与後の維持管理体制について、企画書に記載願います。
設置場所	42	実証機材について、自社もしくは現地パートナー（民間企業）の名義の敷地内に機材を設置する事は可能か？	不可能です。 本事業で調達する資機材は、事業実施後に、政府関係機関に譲与し、同機関によって継続的な活用および運営維持管理ができることが必要ですので、貴社名義もしくは現地パートナー（民間企業）の土地・工場に機材を設置することは認められません。
業務主任者	43	業務主任者の主要プロジェクト経験について、海外での経験がない場合は記載をしなくてもよいか？	海外での業務経験は必須ではありません。海外での経験がない場合には、日本での業務経験を記載してください。
資機材	44	実証機材の台数について、事業実施国の複数の政府機関に複数台提供する、といった提案は可能か？	可能です。但し、複数台での実証が必要となる理由を企画書に記載して下さい。また、複数機関との協議議事録署名取り交し等が必要のため、手続きにより多くの時間を要することに留意願います。
資機材	45	事業終了後、対象国から機材を持ち帰ることは可能か？	本事業により調達した機材は、事業終了後に事業実施国政府関係機関へ譲与するため、機材を持ち帰ることは認められません。但し、自社負担で設置した機材がある場合には、これを持ち帰ることは可能です。その場合、機材損料費用を計上できます。
業務従事者 (外部人材)	46	コンサルタントを複数社使う場合、チーフアドバイザーの経歴書は、各社分必要か？	複数社のコンサルタント等外部人材を活用する場合でも、チーフアドバイザー（外部人材の総括業務担当）は1名としてください。従って、経歴書は1名（社）分のみを提出してください。
業務従事者 (外部人材)	47	外部人材の所属する団体は、競争参加資格を有している必要があるか？	外部人材の所属団体についてはJICAの競争参加資格を有している必要はありません。
資機材	48	実証機材の稼働に必要な供給電源をリース等による発電機で対応した場合、事業終了後の電力供給に関する費用の負担はどのようなのか？資機材譲与先の負担とできるのか？	本事業終了後は、事業実施国政府関係機関に機材を譲与することになります。そのため、事業終了後に事業実施国政府関係機関の責任下で運営維持管理できる体制が必要になりますので、その点が確保できる仕組みをご検討ください。
現地再委託	49	現地交通費を除く現地活動費（車両関係費、現地備人費、現地再委託費（現地据付工事含む））一式を、現地コンサルタントと契約し、現地での支払い一式は、現地コンサルタントが行うこととしてよいか。	原則、現地での支払い一式を現地コンサルタントに委託することはできません。業務委託契約書第4条にあるとおり、本事業の業務の実施を第三者に再委託又は下請負することは禁止されております。ただし、現地の商習慣等にもとづき、現地業務の一部を再委託又は下請けする必要がある場合は、仮採択後の契約交渉時にご相談ください。
医療行為	50	医療行為は、検温、血圧測定等一般的に軽微な医療行為を除き、JICA事業として実施しないこととなっているが、提案製品が医療機材の場合で、本機材の有効性を確認するため、同機材を活用して現地のカウンターパート（医療行為有資格者）が医療行為を行うことは可能か？	治験・臨床試験に関わるものを除いて可能ですが、医療行為実施前に、医療行為により損害が発生した場合の責任の所在をカウンターパート機関と合意し、協議議事録に記載頂く必要があります。

契約・支払関連

契約交渉	51	契約書の内容は、事業計画を基に交渉により決定するのか？	契約書の内容な募集時に配布資料に準じます。契約書の附属書II「特記仕様書」については企画書の内容等を基に契約交渉で記載内容を協議させていただきます。 なお、見積金額内訳についても事業内容と比較し、妥当性があることを契約交渉で確認させていただきます。
支払	52	前払いを受け取る際の保証について、どのような書類の提出が必要か？	前払保証書を発行する機関の印鑑証明書及び代表者事項証明書を添付願います。

支払	53	契約後の事業費の支払いはどのように行われるのか？	前払、部分払、精算払が可能です。支払方法の詳細については、経理処理ガイドラインをご参照ください。（半期毎の精算払の制度は、平成25年度予算による採択案件以降、廃止されました。）
支払	54	部分払が可能となる「契約書で規定する業務の可分な一部が完了したとき」とは具体的にどのようなときか？	例えば、機材の設置、機材の運転による実証活動、事業実施国政府関係機関の能力開発、普及活動といった活動ごとに業務内容や時期を分けられると想定しますが、それぞれのひとかたまりの活動が完了したときを意味します。該当する活動の成果物（報告書等）及び契約金相当額を確認し、それに基づき所定の計算式により請求可能な部分払金額を算定します。
支払	55	支払を受け取る際の専用口座は新たに開設する必要があるか？共同企業体を結成する際は、共同口座開設が必要か？	原則として専用口座を新たに開設して頂きます。共同企業体の場合、代表となる企業名義の口座で差し支えありません。なお、共同企業体を構成する企業の人件費は、外部人材として人件費の計上ができない点を留意願います。
支払い	56	支払の締日や入金等はどのようにになっているか？	月単位の締日等は設けていません。受注者が業務完了届及び成果品の引き渡しを完了した後に、確定金額の支払請求をした日から起算して30日以内に入金いたします。

経理関連（予算・見積り等）			
見積り	57	直接経費、本邦受入活動、現地活動、機材調達費の割合について制限はあるか。	割合についての制限は設けていません。提案内容や対象国によって構成比は変わると想定され、事業の目的と合致した積算となっているか否かについては、審査の段階で確認します。なお、本事業は、提案企業が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは性格が異なるため、事業提案企業の技術に対する相手国政府関係者による理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、上限金額の範囲でバランスよく計上されていることが望まれます。
見積り	58	中古機材の購入を考えているが、見積もりはどうぞすればよいか？	原則として中古製品の購入は認められません。ただし新品と比較して値段に相当の開きがある場合など、中古の必要性がある場合は、説明願います。
見積り	59	国内では調達が不可能なため、資機材等を海外から調達する場合の見積りはどのようにすべきか？	「現地機材製造・購入費」に計上したうえで、備考欄に海外から調達予定である旨を記載ください。（国名を記載） 企画書提出までに見積書を取得していただくのが望ましいですが、困難な場合には概算額で計上してください。契約交渉中に、現地から見積書を取得してください。
見積り	60	部品や製品を特定1社でしか製造できないため、複数社見積もりを取ることができない場合、どうすべきか？	理由について適切な説明があれば、1社からの見積書で構いません。契約交渉時に、見積りを1社しか取れない理由と金額の妥当性を説明頂き、内容を確認します。
見積り	61	関税について正確な金額がわからない場合、見積書にはどう記入すべきか？	先方政府HPや輸送会社等から情報を入手し概算金額を記載してください。 また、関税だけでなく、付加価値税等必要な税金も計上してください。
計上可否	62	現地での接待交際費は経費として認められるか？	認められません。なお、国によっては、公務員等を接待すると、法律で罰せられる場合もあり得ますので、注意が必要です。また、日本の不正競争防止法においても、外国公務員等に対する利益の供与は幅広く処罰の対象となる可能性があります。
計上可否	63	自社で保有している機材（精密検査機器等）を本邦から持ち込みかつ持ち帰ることを想定している。機材損料を事業費に計上することは可能か？	機材購入費として計上できます。
計上可否	64	弊社と代理店契約をしている近隣国の会社の社員を機材の保守等のために投入する場合、どのように計上可能か？	「現地再委託費」として計上可能です。ただし、当該社が事業提案者と関係会社にあたる場合は認められません。また、据付・試運転等のために投入する場合は、機材製造・購入費として計上願います。
計上可否	65	通訳に係る費用は計上可能か？	「現地傭人費」として認められます。
計上可否	66	機材の据付に係る経費は計上可能か。	機材据付に係る経費は、機材費の「現地工事費」にて計上可能です。

計上可否	67	事業費として計上できない項目（管理費で対応すべき項目）には どういったものがあるか。	以下については、原則として管理費による対応をお願いします。 これら以外でも管理費にて対応いただく場合もあります。 ・事業対象地（事業サイト）におけるセミナー・セミナー開催 時の会場費 ・資機材の稼働に必要な電気・水道料金等 ・JICAに提出する報告書等の印刷・製本費
見積り	68	現地の日系企業や現地コンサルタントを活用する予定である。こ の場合、①外部人材（直接人件費）、②現地傭人費、③現地再委 託費のどの経費に計上するのか？	以下を基準に適切と思われる経費で計上してください。 ①外部人材：提案企業の持たない技術・知見を有する人材が本事業 に不可欠である際に対象となります。なお、本邦で調達される 機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を外部人材とし て含めることはできません。 ②現地傭人費：通訳、機材操作技術者、事務作業スタッフ等の現地 での業務実施を支援する専任の人員が対象となります。 ③現地再委託：外部組織に委託することが必要かつ適当な業務で あり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務。例とし ては測量、図面作成、水質検査等が想定されます。機材製造・購 入に関わる再委託業務は、機材製造・購入費への計上となりま す。 契約交渉時に、事業内容等を確認の上、どの経費に計上頂くかを 最終決定します。
計上可否	69	実証活動に使用する機材を機内持ち込み手荷物として現地に持ち 込む場合、手荷物超過料金を「輸送費・保険料・通関手数料」に 計上することは可能か？	可能です。
計上可否	70	資機材製造に必要なデータ収集等にかかる経費は、機材費に計上 できるのか？	必要性・妥当性が認められる場合、計上可能です。
見積書	71	企画書提出時に見積証憑を提出する必要はあるか？	企画書提出時には必要ございません。仮採択後の契約交渉の際に 確認させていただきます。
精算	72	精算時の経費項目間の費目間流用は可能か？可能な場合、対象と なる費目、および流用の上限はあるか？	費目間流用は一定のルールに基づいて可能です。 費目間流用のルールの詳細については仮採択された企業を対象に 開催する説明会にてお伝えします。